

徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に関する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

徳島県人事委員会規則六 一五七

徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第三十九号。以下「条例」という。)附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に關し必要な事項を定めるものとする。

(条例附則第七項の人事委員会規則で定める業務等)

第二条 条例附則第七項の人事委員会規則で定める業務等は、条例第二条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十五号に掲げる手当の支給の対象となる業務等並びに新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された区域内における消毒等の作業とする。

(条例附則第七項の人事委員会規則で定める手当)

第三条 条例附則第七項の人事委員会規則で定める手当は、条例第二条第十号、第十一号及び第十三号に掲げる手当とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、令和二年二月一日から適用する。

(徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の人事委員会規則で定める特種勤務手当)

3 徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和二年徳島県条例第四十九号)附則第三項の人事委員会規則で定める特種勤務手当は、条例第二条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十五号に掲げる手当とする。